

< 連盟情報伝達方法変更に伴う一部規約改正 >

兵庫県ソフトテニス連盟規約抜粋

【資料-1】

(役員会)

改正前

改正後

第15条

3項 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ
意思表示をした者は、出席とみなす。



3項 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面および電子媒体をもって
あらかじめ意思表示をした者は、出席とみなす。

(理事会)

第16条

3項 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ
意思表示をした者は、出席とみなす。



3項 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面および電子媒体をもって
あらかじめ意思表示をした者は、出席とみなす。

(評議員会)

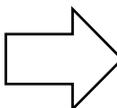
第17条

3項 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面をもってあらかじめ
意思表示をした者は、出席とみなす。



3項 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
なお、当該審議事項につき書面および電子媒体をもって
あらかじめ意思表示をした者は、出席とみなす。

・役員会、理事会、評議員会については、連盟規約第15・16・17条の3項で「当該審議事項につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席とみなす。」と表記されている。それにより、現在役員会、理事会、評議員会の開催案内をハガキにより関係個所に通達しているが、昨年10月の郵便料金値上げにより、通信費の予算が増加している。現状運用を電子媒体を利用する内容とし、予算削減を図るもの。



<改正案>

・役員会、理事会、評議員会については、連盟規約第15・16・17条の3項を「当該審議事項につき書面をもってあらかじめ志表示を……………」と表記されているものを、「当該審議事項につき書面ならびに電子媒体をもってあらかじめ志表示を……………」と改正し、書面ならびにメールでのやり取りを可能とするもの。

年 月 日

所属団体 連絡先届出票

兵庫県ソフトテニス連盟 事務局 御中

【変更の都度、必ず提出をお願いします。】

フリガナ 団 体 名	
フリガナ 代表者氏名	
E-mail	
代表者住所	〒
代表者電話番号	
フリガナ 連絡責任者	
E-mail	
連絡責任者住所	〒
連絡責任者電話番号	
案内等の送付先	団体代表者 ・ 連絡責任者 ・ その他()

※届け出頂いた個人情報には本連盟に関する事業以外には利用いたしません。

代表者もしくは連絡責任者いずれかは、必ずE-mailアドレスをお願いします。